

# 安全衛生方針

トーモクグループは、安全衛生活動は企業経営の基盤であり、当社は社員及び地域社会の安全・健康を最優先し、社員全員が心身ともに健康であり、安全で安心できる職場づくりを推進します。

1. 安全衛生関係法令及び社内基準を遵守し、より一層の安全衛生管理に努めます。
2. 職場の危険有害要因の明確化と対策の優先度を定めるリスクアセスメントを実施し、「災害ゼロ」から「危険ゼロ」の職場となるようリスクの撲滅・低減活動を推進します。
3. 全社員のみならず、構内で働く関係者の協力の下にコミュニケーションを図り、全員参加の安全衛生活動を実行します。
4. 社員の自主的な安全衛生活動を啓蒙し、社員教育及び社内広報活動を通じて安全衛生意識の高揚に努めます。
5. 安全衛生活動の実行に当たっては、適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施します。

## — 安全衛生委員会

(株)トーモクは法令及び安全衛生方針に基づき、安全衛生管理規程、中央安全衛生委員会規程を定め、安全衛生推進体制を整備しております。

中央安全衛生委員会は、取締役と労務部長をはじめとする会社側と、組合役員を委員として構成されます。

同委員会は全社的な安全衛生活動の企画・推進並びに各事業所の安全衛生委員会に対する指導・援助を行うことを目的とし、年度活動方針を定め、工場安全巡回、安全研修、KYTの徹底などに取り組んでおります。

各事業所では、労使参加による安全衛生委員会を設置し、社員の意見を活かした安全衛生管理推進体制を整備しております。

また、事業所の責任者が労働災害防止、快適な職場形成を統括管理し、安全衛生教育、作業環境測定・評価、環境の整備等を進めております。

トーモクグループ各社は、法令に基づき安全衛生委員会を設置し、労使参加による安全衛生推進体制を構築しております。